

「有機ＪＡＳ規格の格付方法に関する検討会」設置要領

第１ 趣旨

有機ＪＡＳについては、平成１１年の国際的な基準（有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るコーデックスガイドライン）の制定を受け、平成１２年に有機農産物やその加工食品に関するＪＡＳ規格、平成１７年に有機畜産物のＪＡＳ規格を制定し、表示の適正化と生産物の規格化を図ってきたところである。

有機ＪＡＳ規格についての一般消費者の認知度は高まっているが、不適正な格付事例もみられること、制度発足以降７年が経ったことから、有機ＪＡＳ規格の認定の仕組みについて全般的に検証を行い、必要な見直しを行うことを目的として、「有機ＪＡＳ規格の格付方法に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催することとする。

第２ 検討事項

- １ 登録認定機関の業務のあり方
- ２ 検査員の資格のあり方
- ３ 認定事業者が責任をもって行うべき活動のあり方
- ４ その他

[有機ＪＡＳの規格の見直しは、有機農産物の規格は平成２１年に、その他有機畜産物等の規格は平成２３年にそれぞれ行うこととしており、本検討会では対象としない。]

第３ 構成

検討会は、別紙（資料２）に掲げる者をもって構成する。

第４ 座長

- １ 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- ２ 座長は委員の互選によって選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- ３ 座長は検討会を統括する。
- ４ 座長代理は座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

第５ 運営

- １ 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - （１）検討会は公開とする。
 - （２）検討会の資料は、検討会終了後、ホームページ等により公表する。
 - （３）検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の確認を得た上で、ホームページに公表するものとする。
- ２ １にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等座長が必要と判断したときは、検討会を非公開とし、検討会資料を非公表とすることができる。

第６ その他

- １ 検討会では、必要に応じ、専門家等の意見を聞くことが出来る。
- ２ 検討会の庶務は、消費・安全局表示・規格課において行う。